

令和6年度社会福祉施設指導監査の結果（概要）

（1）健康福祉局所管施設

施設種別	対象施設数	実施施設数	文書指摘	文書指摘
			あり	なし
	件	件	件	件
高齢者福祉施設	145	54	46	8
障害者福祉施設	131	46	37	9
保護施設	2	2	1	1

（主な指摘事項）

- 施設運営の適正実施の確保
 - ・運営規程・重要事項説明書に記載すべき内容に不足があったため改めること
 - ・職員の雇入れ時においては、必要事項を明示した書面を交付すること
 - ・給与規程／育児・介護休業規程について必要な見直しを行うこと
 - ・業務継続計画に関して、研修及び訓練を定期的を実施すること。
- 防災対策の充実強化
 - ・非常食及び飲料水は、利用者及び職員それぞれ1人につき1日3食×3日分、1日3L×3日分を備蓄すること
 - ・日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火避難等に協力してもらえるような体制作りに努めること
 - ・浸水災害時の避難確保計画を作成し、名古屋市へ届け出ること
- 経理事務の適正化
 - ・寄附の受入に際しては、経理規程に基づき理事長等の承認を得ること
- 適切な入所者支援の確保
 - ・本人ができることを施設サービス計画書に記載すること
 - ・事件事例、ヒヤリハット事例を分析し、事故発生防止のための改善を図ること
 - ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること

(2) 子ども青少年局所管施設

施設種別	対象施設数	実施施設数	文書指摘	文書指摘
			あり	なし
	件	件	件	件
児童福祉施設	40	37	24	13
保育施設	468	468※	330	138
<p>(主な指摘事項)</p> <p>○施設運営の適正実施の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種手当について給与規程と支給実態が異なっているので整理すること ・セクハラ（パワハラ）を防止するために方針の明確化等、適切な措置を講じること ・職員の雇入れ時健康診断は、必要な項目について実施すること <p>○経理事務の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点区分間貸付金について、年度内に精算すること ・前期末支払資金残高について法人本部や他の施設の運営に要する経費等に充当する場合は、市へ事前協議をすること <p>○適切な入所者支援の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全計画を策定すること ・不審者に対処する訓練を実施すること ・保育中の事故に備えたマニュアルを整備し、実践的な訓練を実施すること ・食品衛生法に基づき、食品衛生責任者の選任、営業の届出を行うこと 				

※ 書面監査含む